

平成10年1月1日

シルバー かわさき

第10号

財団法人 川崎市シルバー人材センター

川崎市川崎区堤根34番地19
電話 044(222) 1550



賀春

戌寅元旦

写真：鈴木辰佳 会員

年頭のご挨拶

理事長 大橋 為 宣

新年おめでとうございます。

ご健勝にて新春を迎えられましたことをお慶び申し上げます。

当センターの業績は厳しい経済環境の中、昨年も更に上昇しました。これは偏に会員のご努力と市民および企業や関係機関のご支援の賜物でございます。

この紙面を借りまして皆様に厚くお礼申し上げます。

今年も昨年以上に厳しい状況と思われまふ。しかしながら会員の培った豊富な経験が、市民や企業等からの信頼を増すことが出来ますならば、更なる業績に結びつくものと信じております。

会員数は一八〇〇余名に増えました。当センターは一人でも多くの会員のために、就業の機会提供に努力する所存です。

なにとぞ倍旧のご支援とご協力をお願い申し上げます、年頭のご挨拶にかえさせていただきます。

研修会報告

平成9年度に予定された研修会は、無事に終了しました。

1 ホームクリーニング (7月29日～30日)

南部事務所 13名参加

2 表具講習会 (10月21日～23日)

中部事務所 10名参加



3 ハウスクリーニング (横浜市合同・10月28日～29日)

横浜市シルバー人材センター 7名参加

4 宛名書き (11月12・14・18・20日)

南部事務所 19名参加

事業報告

(南部)

幸区民祭に参加しました

10月19日に開催された幸区民祭にセンターのPR、そして会員の協力によるバザーを行いました。

会員登録などセンターに対する問い合わせも多く、関心の高さがうかがわれました。

深まりゆく紅葉富士裾野

— 会員親睦旅行 —

辺り一面が色づき、さながら紅葉の世界にひたる…そんな光景が会員を魅了した、恒例の南部会員親睦旅行が11月16日～17日に行われました。

写真のように宴会ではカラオケを楽しみ、好評のうちに無事帰途につきました。



(中部)

多摩川河川敷
清掃ボランティアとバーベキュー

秋真っ盛りの10月18日、二子橋下には50人も会員が集まりました。清掃活動でおなかを減らしてのバーベキューの美味しさ！晴天にも恵まれ、最高のピクニック気分の日でした。



益子温泉親睦旅行



9月6、7日、恒例の一泊バス旅行に35人が参加しました。一日目は酒造見(呑?)学、温泉、カラオケ、語らい。二日目は益子焼陶芸を鑑賞したり名所旧跡を巡ったり、お土産一杯の楽しい旅を過ごしました。

(北部)

福祉まつりに今年も参加

11月23日に麻生福祉まつりが開催され、センターを地域の皆さんに理解していただくために、今年も参加しました。

恒例の会員の皆さんで力を合わせて作る「長寿餅」も大好評で、充実した一日となりました。



いい湯だな

—西伊豆土肥温泉—
恒例の秋の一泊旅行は、9月25日、26日に西伊豆土肥温泉へ行ってきました。

山あり川あり露天風呂ありの美しい景色に触れて、日頃の雑然とした生活から解放され心身ともにリフレッシュし、沢山の海産物のお土産を手にして、無事に川崎に戻ってきました。



事務局通信

平成9年度中にセンターで仕事をされた会員の方全員に「配分金支払証明書」を送付いたしますので、所得税の確定申告の際に使用してください。
 「配分金」の所得税法上の取り扱いについては、左記の通りとなります。尚、より詳しくお知りになりたい方は、最寄りの税務署にお尋ねください。

シルバー人材センターから支払われる配分金は、所得税法上「雑所得」となりますが、家内労働者の事業所得計算の特例により、配分金から65万円(最高限度額)までが控除されます。

この為、9年度中の収入が配分金の場合、年齢が64歳までの方(昭和8年1月2日以後に生まれた人)で配分金額が103万円以下の方、及び65歳以上の方(昭和8年1月1日以前に生まれた人)で配分金額が153万円以下の方は、確定申告の必要はありません。ただし、所得税の確定申告が必要でない方でも、住民税の申告が必要となる場合もありますので、その際は各区役所までお問い合わせください。

※1

$$[(\text{配分金} - \text{特例控除}65\text{万円}) + (\text{公的年金等} - \text{公的年金等控除})] - (\text{基礎控除}38\text{万円} + \text{その他の所得控除}) \times \text{課税対象額} \times \text{適用所得税率} = \text{所得税額}$$

※2

- ※1 上記算式中で、配分金額が65万円未満の場合、その特例控除は配分金相当額となります。
- ※2 その他の所得控除としては、65歳以上の方がうけられる老年者控除50万円などがあります。

[平成9年分公的年金等に係わる控除額の速算表]

受給者の年齢	公的年均等の収入合計金額(A)	公的年金等控除額
昭和8年1月2日以後に生まれた人	130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	(A)×25% + 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	(A)×15% + 78.5万円
	770万円以上	(A)×5% + 155.5万円
昭和8年1月1日以前に生まれた人	260万円未満	140万円
	260万円以上 460万円未満	(A)×25% 75万円
	460万円以上 820万円未満	(A)×15% 121万円
	820万円以上	(A)×5% 203万円

問合わせ先

- 川崎南税務署 ☎222-7531
- 川崎北税務署 ☎852-3221
- 川崎西税務署 ☎965-4911

編集後記

明けまして
 おめでとーございませう
 今年こそ景気の回復が見
 とおせる年になることを
 祈念しております。
 職員一同

会員のつどい

今年も会員のつどいが開催されます。多数の皆様のご参加をお待ちしています。

- ★ 月日 平成10年2月7日(土)
- ★ 場所 エポックなからはら (南武線 武蔵中原駅下車1分)
- ★ 開演 午後1時
- ★ 開場 午後12時30分

富士みどりショー